

せいかつほご
生活保護のしおり



くわなし
桑名市

生活保護とは

私たちちは、生活しているうちに高齢や病気などで収入が少なくなり手持ちの預貯金や資産などを処分するなどやりくりをしても、どうしても生活ができなくなことがあります。生活保護は、このような時に、最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活をおくれるように援助することを目的とした制度です。次の法律がもとになっています。

【日本国憲法第25条】

国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

【生活保護法第1条】

この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

生活保護を受けるには、次のような要件があります。

1 資産の活用

預貯金、生命保険、損害保険、土地、家屋、自動車、貴金属などの資産はまず自分たちの生活のために処分するなどして活用できるものは活用することが要件となります。ただし、現在お住まいの住宅や障害などのため特に必要な自動車、生命保険などは、一定の条件のもとにその保有が認められています。また、居住用不動産を所有している高齢世帯で、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用が可能な世帯は、生活保護に優先して、まずこの貸付制度を利用してください。

2 能力の活用

働く能力のある方は、その能力に応じて働く（働いていない場合は、働くための最善の努力をする）ことが必要です。

3 扶養義務者の援助

扶養義務者（親、子、兄弟姉妹など）からの援助を受けることができるときはそれが優先します。

4 他の制度の活用

生活保護法以外の制度（健康保険、雇用保険、年金、恩給、手当、労災など）で活用できるものがあるときは、それが優先します。



保護には、次の8種類の扶助があります。

1) 生活扶助 生活に必要な食費や光熱水費などの費用です。

2) 住宅扶助 家賃、地代などの費用です。

3) 教育扶助 小中学校で必要な学用品代、給食費などの費用です。

4) 介護扶助 介護サービスが必要な場合の費用です。

5) 医療扶助 病気やけがのときの診察、薬剤などの費用です。

6) 出産扶助 出産に要する費用です。

7) 生業扶助 技能を身につけたり就職の支度などに必要な費用です。

8) 葬祭扶助 葬祭に要する費用です。

支給方法は金銭で支給される場合（金銭給付）と介護費、医療費のように福祉事務所が代わって支払いをする場合（現物給付）があります。

また、このほかに、臨時的な生活の必要に応じて支給する一時扶助（被服費や転居費用など）があります。

保護の決め方

保護は原則として、世帯（くらしをともにしている家族など）を単位にして、その世帯の最低生活費と世帯全部の収入を比較し、最低生活費に収入が不足する場合にその不足する額が保護費として支給されます。

最低生活費	その世帯の実態（人数、年齢、健康状態、住んでいる地域など）をもとに国で決めた基準により計算された1ヶ月分の生活費です。
収入	働いて得た収入、年金・手当など他の法律により支給される金銭、親や子、兄弟姉妹などの扶養義務者からの仕送り援助、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯員全員のすべての収入をいいます。

保護が受けられる場合

（収入が最低生活費に満たないとき）

最低生活費	
収入	保護費

保護が受けられない場合

（収入が最低生活費をうわまわるとき）

最低生活費	
収入	

生活保護が決定されるまで

申請 生活保護を受けるには、原則として本人または同居のその他の親族の申請が必要です。(申請主義) 申請するときは、申請書に必要事項を記入し、福祉事務所に提出します。

調査 申請されると福祉事務所の担当員が、家庭訪問などの方針により保護が必要かどうかの調査をします。調査の内容には次のようなものがあります。また、必要がある場合は、銀行、生命保険会社や勤め先など関係先の調査を実施します。

現在の生活状況、世帯員の健康状態、扶養義務者の状況
収入、資産、今までの生活状況、その他保護の決定に必要な事項

決定 調査結果をもとに、保護が必要かどうか、また必要ならどの程度のものかを申請のあった日から、14日以内(特別な理由のある場合は30日以内)に決定し、文書で通知します。申請してから決定通知のあるまでの間に次のようにあることがあれば、すぐに福祉事務所に連絡してください。また、困ったことや分からることがあれば福祉事務所に相談してください。

収入が増えたり減ったりしたとき(働いて得た収入、年金、仕送りなどすべての収入)家族に変動があったとき(出生、死亡、転入、転出)入院、退院したときその他、生活の状況がかわったとき

※ 福祉事務所長の決定に不服がある場合は、決定を知った日の翌日から60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。(ただし、日本国籍を有する方のみ)

保護が開始された場合

原則として、毎月5日（5日が休日の場合はその前日）にその月分の保護費が金銭で支給されます。介護費や医療費については福祉事務所が直接、介護機関や医療機関に支払います。

★守っていただくこと

1. 届出の義務（法第61条）

あなたの届け出をもとにして保護の内容を決めますので、収入、支出、その他生活状況に変動のあったときには、すぐに福祉事務所に届けていただくことになります。

(1) 収入に関すること

金額の多少や種目を問わずに、あなたの収入については、福祉事務所に備え付けの収入申告書に必要事項を書いて届けてください。また、働く人は、収入の有無を問わず、毎月収入申告書を届け出してください。

下記は、その一例です。

● 働いている（いた）人の場合、

給料、賞与、その他の手当、傷病手当金、失業給付金、労災給付金、
労災補償金、退職金、高校生のアルバイト（臨時的でも）など

● 年金、恩給

児童扶養手当、児童手当

生命保険給付金

交通事故補償金、慰謝料

野菜などの現物給付

健康保険料や介護保険料などの還付金

医療費に関する制度（老人医療、母子医療など）の償還金

仕送り

など、その他にも収入があればすみやかに届け出してください。申告が怠ると、あなたの不利益になることがあります。

(2) 生活に関すること

生活状況に変化があったら、すぐに届けてください。

下記は、その一例です。

- 就職する、転職する、退職する場合
- 結婚、出産、死亡、転入、転出など世帯の構成（家族の誰でも）がかかる場合
- 住所、家賃、地代などがかかる場合
- 高校などへ進学、卒業（退学）する場合

【生活保護期間中、減額、免除になります】

住民税・固定資産税	免除	申請が必要です。
国民年金	免除	申請が必要です。
保育料	免除	申請が必要です。
NHK放送受信料	免除	申請が必要です。
下水道料金	一部免除	申請が必要です。
公立高校の授業料	減額	申請が必要です。

(3) 医療に関すること

① 病院にかかる場合は、福祉事務所へ必ず届けてください。

② 国民健康保険証は使えませんので、保険証は市役所へ返してください。

③ 国民健康保険以外の保険に加入している人、及びその扶養家族として加入している人は保険が使えます。必ず、保険証を病院の窓口へ提出してください。

④ 病院は、生活保護法で指定されている病院に限られます。かかる前に福祉事務所で確認してください。

⑤ 同じ病気で同時に2つ以上の病院にかかることはできません。

⑥ 特別な理由なく、次々に病院をかわることはできません。

⑦ 入院した場合、部屋代（個室）は、支給されません。

⑧ 予防接種など、保険が適用されないものは、支給されません。

⑨ 土曜・日曜・祝日や、深夜などに急病になった場合には、後日で良いので、必ず福祉事務所へ連絡してください。

(4) 介護扶助を受けるには

介護扶助を受けるには、福祉事務所への申請が必要です。
介護扶助では、介護保険制度の要介護認定を受け、要介護度に応じて、介護保険と同様のサービスを利用することができます。

①要介護認定の受け方

●65歳以上の人

市役所・介護高齢福祉課に要介護認定を申請してください。
●40歳以上65歳未満で、介護保険制度の特定疾病が原因で介護が必要な人
福祉事務所に要介護認定を申請したい旨を申し出てください。

②介護サービスの受け方

介護が必要であると認定されたら、介護サービスを受けることができます。
詳しくはケアマネージャーに相談してください。

※要介護認定の受け方や、介護サービスの受け方など、詳しいことは、福祉事務所（介護高齢福祉課 24-1186）へ相談してください。

2. 指導・指示に従う義務（法第62条）

あなたの生活状況に応じて、適切な保護を実施するために、指導・指示をすることがあります。指導・指示に従わないときは保護が受けられなくなることがあります。

〔指導指示の例〕

- ①かけごと、パチンコ等の遊興は慎み、計画的に保護費を使わなければなりません。
- ②福祉事務所が認めていない自動車の保有や運転は禁止です。

3. 謙譲禁止（法第59条）

保護を受ける権利を他人にゆずりわたすことはできません。

4. 自動車の保有と他人名義の自動車の使用の禁止

原則として、自動車の保有および使用は認められていません。

〔理由〕

- ①交通事故を起こした場合の補償責任問題
- ②資産価値が高い。
- ③維持費が高額である。

保護費を返していただくことがあります

1. 保護費の返還（法第63条）

- (1) 生活上の変化や収入の増加により、月の初めに支給した保護費が結果として多くなつたときには、多くなつた分は返していただきます。
- (2) 急迫した事情などのため、資力がありながら保護を受けた場合には、支給した保護金品を、資力の範囲内で返還していただくことになります。

2. 不正受給の費用徴収と罰則（法第78条・法第85条）

事実と違う申請や不正な手段により保護費を受け取ったときには、保護費を返していただきます。また、法律により罰せられることがあります。

《生活保護法》

第78条 不正の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部をその者から徴収することができる。

第85条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

ただし、刑法に正条があるときは、刑法による

ちくたんとういん ちくみんせいいいん 地区担当員と地区民生委員

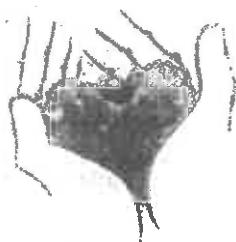
1. 地区担当員（ケースワーカー）

せいかつほこ かいし ふくしじむしょ ちくたんとういん ていきてき ほうもん せいかつ
生活保護が開始になると、福祉事務所の地区担当員が定期的に訪問し、生活
ほこてきせい じっし しゅうにゅう せいかつじょうきょう き せいかつじょう
保護を適正に実施するために収入や生活状況をお聞きします。また、生活上
なや こま こと そうだん おう そうだん う た も せいかつじょう
の悩みや困り事の相談に応じます。相談を受けたことを他に漏らすようなことは
ありません。

2. 民生委員

こうせいろうどうたいじん いしょく しゃかいひくしせんばん そうだんあいて
厚生労働大臣の委嘱をうけて社会福祉全般にわたって、みなさんの相談相手と
ひと
なる人です。

ふくしじむしょ きょうりょくかんけい あんしん そうだん
福祉事務所と協力関係にありますので安心して相談してください。
そうだん う ほか も せいかつじょう
相談を受けたことを他に漏らすようなことはありません。



くわなししゃかいふくしじむしょ
桑名市社会福祉事務所

〒511-8601 桑名市中央町2丁目37番地

TEL (0594) 24-1169

FAX (0594) 24-1351